

芽室町立小中学校配置計画

1 計画期間

この計画の期間は、平成25年度から平成29年度までとする。

2 配置計画策定の基本方針

教育効果の向上と計画的な教育環境の整備を図るため、町内小中学校の配置等に係る基本方針を次のとおりとする。

(1) 小学校について

小学校の規模の最低基準を単式6学級とする。

(2) 中学校について

中学校の規模の最低基準を単式3学級とする。

(3) 通学距離について

- ・徒歩にあっては、概ね4km以内とする。
- ・交通機関を利用する場合にあっては、通学に要する時間（徒歩時間を含む）を概ね50分以内とする

3 実施計画

(1) 小学校は4校とする

①芽室小学校

- ・現行の通学区域制度を維持しつつ、地域の実情への配慮を可能とするため、学校選択制（特定地域選択制）について検討する。

②芽室西小学校

③芽室南小学校

④上美生小学校

- ・遠距離通学区であることを考慮し、上美生中学校が単式学級の維持が見込まれる期間中は「基本方針」の適用を除外する。
- ・上美生小学校区域外から通学が可能となる特認校制について、引き続き検討する。

(2) 中学校は3校とする

①芽室中学校

- ・芽室小学校区
- ・現行の通学区域制度を維持しつつ、地域の実情への配慮を可能とするため、学校選択制（特定地域選択制）について検討する。
- ・芽室南小学校区

②芽室西中学校

- ・芽室西小学校区

③上美生中学校

- ・上美生小学校区

- ・上美生中学校区域外から通学が可能となる特認校制について、引き続き検討する。

4 附 則

- (1) 昭和58年12月27日町学推協答申
- (2) 昭和59年 1月11日教育委員会決定
- (3) 平成 元年12月 1日教育委員会一部変更決定
- (4) 平成 元年12月 7日町学推協一部変更承認
- (5) 平成 4年 2月13日教育委員会一部変更決定
- (6) 平成 4年 2月13日町学推協一部変更承認
- (7) 平成 9年10月 3日町学推協一部変更答申
- (8) 平成 9年10月 7日教育委員会一部変更決定
- (9) 平成20年 8月11日町学推協一部変更答申
- (10) 平成20年 8月27日教育委員会一部変更決定
- (11) 平成24年10月22日町学推協一部変更答申
- (12) 平成24年11月26日教育委員会一部変更決定